

各委員の評価及び意見

1 各委員の評価（3段階評価）

(1) 必須の施策について

方法	評価の項目	各委員の評価の割合 (%)		
		A	B	C
パブリック・コメント	1-1 実施	<u>100</u>	0	0
	1-2 実施時の公表	<u>100</u>	0	0
	1-3 実施後の公表	<u>100</u>	0	0
審議会等	1-6 委員の公募	<u>62</u>	38	0
	1-7 会議の公開	<u>77</u>	23	0
	1-8 会議開催前の公表	<u>77</u>	23	0

(2) 任意の施策について

方法	評価の項目	各委員の評価の割合 (%)		
		A	B	C
パブリック・コメント	2-1 実施	<u>100</u>	0	0
	2-2 実施時の公表	<u>100</u>	0	0
	2-3 実施後の公表	<u>100</u>	0	0
市民説明会	2-4 開催前の公表	<u>92</u>	8	0
	2-5 開催後の公表	<u>92</u>	8	0
審議会等	2-6 委員の公募	46	<u>46</u>	8
	2-7 会議の公開	<u>85</u>	15	0
	2-8 会議開催前の公表	<u>85</u>	15	0

2 各委員の意見（自由記述欄）

（1） 必須の施策について

ア 審議会等に関すること

No	意見等（一部要約）
1	不開示情報を含む内容を審議するために非公表としたものがあるが、開催前の公表を検討すべきである。
2	審議会等は市民が主体的に参画しているとは言い難いと感じる。
3	市民参画の意識を実施機関がどのようにとらえているかにより、市民参画推進審議会としての評価も変わってくる。

イ その他の意見

No	意見等（一部要約）
4	市民参画の実施が難しい施策であっても市民参画が実施できる部分を切り分けることで、より市民参画を図ることができるのではないか。
5	市民参画推進審議会を用いる資料中の表現を「○」「×」だけでなく、理由を添えて中間の「—」などを追加してはどうか。
6	機密情報が含まれているために不開示になるのはやむを得ないことであり、市民参画推進審議会を用いる資料中の表現を「×」としなくても良いのではないか。

（2） 任意の施策について

ア パブリック・コメントに関すること

No	意見等（一部要約）
7	パブリック・コメントを増やすことで市民の考えを施策に反映できるのではないか。

イ 市民説明会に関すること

No	意見等（一部要約）
8	市民説明会の参加者が少ないのは、開催前の公表に課題があるのではないか。

ウ 審議会等に関すること

No	意見等（一部要約）
9	書面開催であっても開催前後の公表はすべきである。
10	本来公開が望ましい会議であるならば、書面開催であっても公表はすべきである。
11	市民参画としての審議会等についての意識を実施機関がどのようにとらえているかにより、市民参画推進審議会としての評価も変わってくる。

エ その他

No	意見等（一部要約）
12	周南市市民参画第7条に規定される「その他」に該当するような市民参画も把握することで、実態把握につなげることができるのではないか。

(3) 市民参画の推進について

ア 審議会等の委員の公募に関すること

(ア) 公募を行わない審議会等があることについて

No	意見等（一部要約）
13	公募を行わない審議会等があることについては、正当な理由があれば問題ないと思う。
14	実施する施策の目的により、公募を行わない審議会等があるのもやむを得ない。
15	施策の特性や審議会等の実効性を考慮すると公募が適切でない場合もあると思うが、公募を行わない場合は審議会以外の方法による市民参画も実施することを検討すべきである。
16	何のために公募が必要なのかを重視し、目的に合わせて公募の有無を柔軟に判断しても良いのではないか。
17	委員の公募にあたっては、施策によって求めるものも変化するため20%の枠にこだわる必要はない。
18	規程により公募を行わないことができるが、周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程第9条第1号および第2号の適用以外は、原則、公募の実施に努めるべきである。
19	専門的な意見を求めるために非公募としている審議会等が多いが、どこまで専門性を確保しておきたいのかが見えにくい。
20	公募を基本とし、そのうえで指名、各団体推薦とすべきである。
21	専門家の意見を求める審議会等であっても、なるべく公募することで意見の偏りを避けることが重要である。
22	関係者や団体を限定、専門性が高い等の理由により公募を行わないとあるが、公募を検討すべきである。
23	専門的な意見を求めるための審議会であっても、公募すべきである。

(イ) 応募が無かったときの対応について

No	意見等（一部要約）
24	公募しても応募が無かった際には、公募委員の代替としての指名、その他の方法による選任は理解できる。
25	委員の選任にあたっては、施策の分野で活動している者を入れると良い。
26	応募が無い場合に指名する際には、委員の偏りが生じないようにすべきである。
27	若者の意見を取り入れるために学生も含めた若者を公募した方が良い。
28	施策内容により公募の割合が目標を下回ることは理解できるが、募集方法を工夫し、目標達成に努めるべきである。
29	公募の20%を達成するために関心を持ってもらう方法を模索する必要があるのではないか。
30	公募するのであれば、周知度を上げる必要がある。
31	委員の選任にあたっては、なるべく公募とすることで新しい視点や意見を取り入

	れることが重要である。
32	審議会等の公募枠が20%が妥当なのか検討すべきである。
33	審議会等の公募委員が20%に満たない場合には、別の市民参画も実施することで意見を募るようにしたら良いのではないかな。
34	審議会等の公募委員が20%に満たない場合には、審議会以外の方法での市民参画を検討すべきである。

(ウ) その他

No	意見等 (一部要約)
35	審議会等の委員の年齢層を偏らせないために、学生から高齢者までのあらゆる年代層それぞれの意見を取り入れ、経験や得意分野で補い合えられるようにすることが重要である。
36	委員の公募を20%としている根拠が不明である。
37	審議会等の公募委員が20%を満たされているのかわかりやすい報告書とすべきである。
38	審議会等の公募委員が20%に満たない場合には、改善策を示すようにすべきである。
39	審議会等の公募委員が20%に満たない場合には、公募の内容や施策そのものが市民に周知できているかを自己評価するような報告とすべきである。

イ その他、市民参画の推進等に関すること

No	意見等 (一部要約)
40	市民参画が機能しているか疑問である。
41	市民参画の方法として審議会等が多く選択されているが、それ以外の方法もあわせて実施し、市民の意見を募ることが重要である。
42	市民の意見をより取り入れていくために、情報の得やすさを確保すべきである。
43	市民を巻き込むには、市民の声がいかに関けられているかを目にする機会を増やすことが重要である。
44	施策の特性および目的を考慮しながら、どのような市民参画の方法が良いのかを検討しながら進めていく必要がある。

(案)

令和 年 月 日

周南市長 藤井律子様

周南市市民参画推進審議会
会長 酒井徹也

令和4年度の市民参画の実施状況の評価について（答申）

令和5年7月20日付け周市声第25号で諮問があった次の事項について下記のとおり答申します。

諮問事項

- 1 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項
- 2 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項
- 3 その他市民参画の推進に関する事項

記

1 市民参画の実施状況の評価の対象について

市民参画の実施状況の評価をより精到なものとするため、令和4年度に市民参画を実施した全50施策の中から27施策を選択して評価しました。

(1) 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策

市民参画を実施した5施策の全て（次に掲げるもの）を評価しました。

- ・ 周南市犯罪被害者等支援計画の策定
- ・ 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し
- ・ 周南市住生活基本計画の改正
- ・ 周南都市計画の変更
- ・ 周南市立地適正化計画の変更、進捗管理

(2) 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策

市民参画を実施した45施策の中から22施策（次に掲げるもの）を選択して評価しました。

- ・ 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査
- ・ 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価
- ・ スマートシティの推進
- ・ 第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理
- ・ 市民参画の推進
- ・ 地域づくりの推進

- ・ 鹿野観光交流拠点施設整備構想の策定
- ・ 野犬等対策の推進
- ・ ごみ対策の推進
- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 地域福祉計画の進捗状況の評価
- ・ 第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業の進捗管理
- ・ 地域の障害福祉に関するシステムづくり
- ・ 水素エネルギー利活用の推進
- ・ 地産地消の促進
- ・ 空家等対策の推進
- ・ 富田西部第一土地区画整理事業の推進
- ・ 新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成
- ・ 大田原自然の家の管理運営
- ・ 教育集会所の運営
- ・ 学校部活動の円滑な地域移行に向けた環境構築
- ・ 図書館の管理及び運営

2 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について

原則として市民参画を実施する施策となりますので、周南市市民参画条例等（以下、「条例等」といいます。）の規定を遵守し、適正に市民参画が実施されて然るべきとの観点から評価を実施しました。

(1) パブリック・コメント

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) 審議会等

おおむね条例等の規定を遵守していると認めます。

しかしながら、一部の審議会等において不開示情報を含む内容を審議するために開催前後の公表を実施していないものがあります。市民参画の透明性を確保し、市民の関心を高めるためにも可能な限り会議の開催前後の公表を実施するよう努めてください。

(3) その他

不開示情報を含む施策については、市民参画が実施できる部分を切り分け適切な方法を選択することで、より市民参画を図ることができると考えられますので、その可能性を検討してください。

3 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について

必ずしも市民参画の実施を要しない施策について市民参画の機会を設けたことは一定の評価をしますが、条例等の規定を遵守し適正に市民参画を実施することで、協働によるまちづくりを進めてほしいとの思いから評価を実施しました。

(1) パブリック・コメント

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) 市民説明会

条例等の規定を遵守していると認めます。

施策の内容によって市民の関心の高さは分かれるところではありますが、より多くの参加を実現するために周知方法の拡充に努めてください。

(3) 審議会等

会議の公開等については、おおむね条例等の規定を遵守していると認めますが、一部の審議会等において書面開催であることを理由に会議の公表がされていないものがありました。市民参画の透明性を確保するためにも公表するよう努めてください。

4 その他市民参画の推進に関する事項について

(1) 審議会等の委員の公募について

委員については条例等の規定により公募を行わないことができますが、行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと認められる場合を除き、積極的に公募を行い、市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図ってください。

審議会等の委員の公募をする際に、応募する者の数が設定した公募委員の枠に満たないことが多いようです。公募をする際は審議会等の役割等を市民が理解しやすい形で周知し、応募する者が増えるよう努めてください。

審議会等の委員の多様性を確保し年齢層を偏らせないため、大学生を含めた若者の委員への選考に努めてください。

(2) 市民の意向の的確な把握について

市民に密接に関わる施策については、必要に応じて複数の方法を併用する等により、市民の意向の的確な把握に努めてください。

さらに、施策の地域性や専門性の有無等を勘案して市民参画の方法を適正に選択し、多様な市民の参画が得られるよう努めてください。

5 総評

周南市市民参画条例が平成19年に施行され、これまで多くの市民参画が実施され、多くの施策の形成に市民の意見が反映されてきました。この根底には、大きく変わる時代を乗り越えていくためにこれまでのやり方でなく、市民と市の機関が対等な立場で相互の役割を理解し、力をあわせて次の世代につながるまちづくりを進めなければならないという思いが流れています。

国際規模での相互依存や情報技術の進展が著しく進む一方、人口が減少し社会が縮小していくなかで行政の在り方も問い直されています。本市のパーパスである「2050年を乗り越えられる周南市」を実現していくには市民参画の更なる進展は必須です。

本答申書で述べた意見を参考にして市民参画のさらなる推進に努めていただくことを本審議会委員一同願っています。